

## 西独の国家理性としての過去の克服

——ヴァイツゼッカー演説の政治的意義について——

川 合 全 弘

### 一 はじめに——演題の意図について——

最初に演題の意図について説明をいたします。<sup>1)</sup>

主題に掲げた「過去の克服」、そして副題に掲げたヴァイツゼッカー演説は、今日お集まりの皆様が、しばしば耳にされる、場合によっては強い関心をお持ちのテーマではないか、と思います。自国の過去とどう向き合うべきかという、戦後ドイツが担った課題は、同じ敗戦国として戦後の日本が背負ってきた課題と共通するものであり、この点における日独の比較が、論壇やジャーナリズムにおいて今日に至るまでしばしば試みられてきました。また、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーは、ドイツ再統一前後の重要な時期に二期十年にわたって大統領職を務め、この間、過去の克服というテーマに関して積極的に発言をしてきました。特に敗戦後四十周年を記念してドイツの国会で行なわれ

た彼の講演は、一般にこのテーマに関する西独政府の見解を公式に表明するものとして受け止められ、邦訳を通じて日本でもよく知られています。<sup>(2)</sup> ヴァイツェッカーは一九九五年に来日し、その際にも日独の戦後五〇年の歩みを比較する講演を行ない、大きな反響を呼びました。今日ヴァイツェッカーは、ドイツにおける過去の克服を象徴する人物と目され、哲学者のユルゲン・ハーバーマスや作家のギュンター・グラスと並んで、日本で最も著名な現代ドイツ知識人の一人となっている、と言っても過言ではないでしょう。このような意味で、私が掲げた主題と副題はともに、特に珍しいものではなく、周知のごく平凡なテーマです。

しかしながら他方で、主題に付した「西独の国家理性としての」という修飾語は、恐らく皆様があまり耳にされることのない、ひょっとしたらやや違和感を覚えられる表現であるかもしれません。私としては、この修飾語の部分に、過去の克服をめぐるヴァイツェッカーの演説をどう理解するかについて、私なりの見方や意図を込めました。それについて説明をいたします。

まず、国家理性という言葉を選びましたのは、ここにお集まりくださったご関係の皆様にはお分かりのことと存じますが、故南充彦氏の遺著のタイトルが念頭にあったからです。『中世君主制から近代国家理性へ』と題するその書は、近代国家における国家理性の歴史の意義を究明した大著です。<sup>(3)</sup> 今回、南さんが長年勤められたこの愛媛大学の法学会でお話をさせていただくにあたって、その主題に国家理性という言葉掲げることによって、南さんのご研究の成果を今日の話に活かせるかどうかははなはだ心もとないものの、ともかくも南さんへの追悼の思いを表したいと考えた次第です。

もう一つの意図は、日本におけるヴァイツェッカー演説の理解が、その著名性にもかかわらず、一面的なものにとどまっているがゆえに、それを修正したい、という点にあります。日本ではヴァイツェッカー演説を、歴史認識の理想を

説く、政治とは無縁の道徳的言説として理解する傾向が顕著です。なるほど彼の演説には、たしかにそう受け止められなくても不思議でない、——高貴な出自、深い教養、敬虔な信仰に裏付けられた——格調の高さが存在します。それが彼の演説に洗練と高尚の趣を与えているために、彼の演説がほかならぬドイツ国家を代表する政治家としての発言であり、ドイツの国益を追求する意図を有した政治的言説である、というごく当然の事実が見過ごされてしまいがちです。しかしながらそもそも政治家としてヴァイツェッカーが語るのは、道徳上の理想や歴史の真実ではなく、むしろドイツの政策です。ヴァイツェッカー演説に込められた政治的意図は、西独最大の国益たる再統一を西側の自由民主主義体制の枠組において実現することにあります。『再統一を正しく実現するためにこそ、過去の克服が必要である。』本稿で「西独の国家理性」と呼ぶのは、ヴァイツェッカーが示した、この高度に政治的な判断を指しています。

註

(1) 本稿は、二〇〇八年九月二五日に愛媛大学法学会で行なった筆者の講演を大幅に加筆修正したものである。講演の趣旨を活かすため、本文の文体は「です・ます調」のままとした。なお、この場を借りて、講演会の準備その他の労をお取りくださった愛媛大学法文学部の野田裕久教授、当日貴重な意見や質問を寄せてくださった聴衆の皆さんに、心からお礼を申し上げます。論旨を損なわない限りで、当日の質疑応答の一部を本文と註の中に取り入れた。なお、資料収集に際して京都産業大学図書館の大森わか奈さんにご助力いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

(2) 複数の邦訳が存在する。永井清彦訳『荒れ野の四〇年——ヴァイツェッカー大統領演説全文——』岩波ブックレット、一九八六年。これは次の演説集にも再録されている。永井清彦編訳『ヴァイツェッカー大統領演説集』岩波書店、一九九五年、一〜二八頁。「一九四五年五月八日、四〇年後の日に——第二次世界大戦終結とドイツ無条件降伏四〇周年を記念して——」、R.V.ヴァイツェッカー（山本務訳）『過去の克服・二つの戦後』NHKブックス、一九九四年、二〇〜六一頁。永井清彦・関口宏道訳『ヴァイツェッカー敗戦四〇周年記念演説』、永井・関口編著『ドイツ現代史を演説で読む』白水社、一九九四年、一一九〜一七五頁。

(3) 南充彦『中世君主制から近代国家理性へ』（愛媛大学法学会叢書一二二）、成文堂、二〇〇七年。畏友南充彦氏は、この大著を遺して、二〇〇八年一月七日に亡くなられた。なお最近同書の書評が出た。古賀敬太「王国 (Kingdom) から国家 (state) へ——南充彦『中世君主制から近代国家理性へ』を読む」、『政治思想学会会報』第二七号、二〇〇八年二月、七〜一二頁。

## 二 ヴァイツェッカー演説への賛否両論とそれらに共通する理解の一面性

さて日本におけるヴァイツェッカー演説の理解がいかに一面的であるかを、以下にいくつかの例を挙げて示してみます。

### ① 東京講演に対する土井たか子衆院議長の賛辞

前述しましたように、ヴァイツェッカーは一九九五年八月に来日し、東京で「ドイツと日本の戦後五〇年」と題する講演を行ないました。<sup>(4)</sup>そこに多数の政治家や知識人が招かれています。ここでは、日本における一般的なヴァイツェッカー理解を端的に示すように思われる土井たか子衆院議長の、中日新聞に掲載された談話の全文を引いてみます。土井氏は次のように述べています。<sup>(5)</sup>

氏の演説はすべて読んできましたが、ドイツと日本、これからの日本の状況についてこれほど理念的に、現実に対応して話された政治家を私は知らない。特に、つくづく感じさせられたのは、誠実さと率直さ、勇気と信念が大事だということだった。ドイツ政治の指導的役割を果たしてきたドイツの、そして世界の良心の話聞いて、権力者

は、その権力を否定することで誠実さや率直さを共有できる、ということがよく分かった。

また、氏は政治家は言葉に敏感であることが大事であり、ステーツマンとして責任をしっかりと自覚するべきだとも言われた。言葉に責任を持たないと責任があいまいになる。日本の政治のことを考えると痛い話だった。

土井氏の談話の後段は、ヴァイツェッカーの立場が政治家の立場、それもステーツマンという指導的政治家の立場であること、そしてヴァイツェッカーが政治家としての重要な責任の一つを「言葉に敏感であること」に見ていることを確認している点で、まことに的確なものと言えます。問題は前段にあります。談話の前段において土井氏は、「誠実さや率直さを共有できる」ために、権力者が「その権力を否定すること」が必要だということが分かったと述べ、誠実で率直な言葉を述べることで権力を追求することを、前者を肯定し後者を否定する仕方、対立的に捉える認識を示しています。そしてこの認識に基づいて、土井氏はヴァイツェッカーを「ドイツの、そして世界の良心」として賛美しているように思われます。このような認識は日本におけるヴァイツェッカー理解に一般的に見られるものであり、土井氏に特有のものではありませんが、政治家の言説を理解し評価する上で、極めて不適切なものです。というのもそれは、ヴァイツェッカーの演説をもっぱら反省と謝罪を語る道徳的な言説と見る一方、ヴァイツェッカー演説が、ドイツに対する隣国の不信を解消しドイツの国際関係を改善することを通じて、ドイツの国益と権力を追求する政治的言説でもあることを見逃してしまうことに通じるからです。東京講演をよく読むならば、ヴァイツェッカーが自らの言説の、道徳や学問と区別される特殊政治的な性質と意義を強く意識していることがすぐに分かります。彼は次のように述べています。<sup>(6)</sup>

過去の解釈とは歴史家だけのものでありませんか。われわれ政治家や精神的指導者たちも参加する責任があるのではないのでしょうか。……

もし仮に、責任ある立場のドイツの政治指導者が、自国の戦時中の行為を歴史的に評価しようとしなかったり、あるいはそうできないとするなら、……戦争を始めたのがだれであり、自国の軍隊が他国で何をしたのか、についての判断をちゅうちょするようなことがあるなら……、そんなことがあると、これは現在のわれわれにとって道徳的な結果はまったく別としても、外交上の重大な結果をもたらすことになるでしょう。隣国から政治的・倫理的判断力に欠けるという評判をとったり、まだまだ何をするのか分からぬ危険な国だとみなされる——ドイツがそんなことを望んだり、したりする余裕があるものではないか。

不信を解消していくことが大切なのですが、不信が生まれたのは戦争に原因があることを年配のドイツ人ならばっきりと覚えています。不信解消に成功すること、これこそ現在および将来にわたる死活の関心事であります。これはアカデミックな論争だけに任せておいていいテーマではなく、今日のわれわれの政治的責任なのです。……西側の部分〔西独のことを指す——引用者〕、かつてのドイツ連邦共和国が率直に過去と取り組んでいくようになったことは先に述べたとおりです。以来、このことがドイツの国際関係に決定的な影響を及ぼしています。……このようにドイツにおきましては、歴史を心に刻み、それと取り組むことが、政策のきわめて重要な構成要素の一つだったのであります。歴史の論争ただけではありません。

このようにヴァイツェッカーは、彼自身が行なう「過去の解釈」が歴史家のアカデミックな仕事とは異なり、むしろそれと自覚的に区別された政治家としての仕事であること、「過去の解釈」に対する政治家の主たる関心はその「道

「徳的な結果」にあるのではなく、「外交上の重大な結果」にあること、より具体的に言えば、隣国の不信解消がドイツ政治の「死活の関心事」であること、それゆえにこそ「歴史を心に刻み、それと取り組むこと」がドイツにおいて「政策のきわめて重要な構成要素」となってきたことを、まことに率直に語っています。土井氏の談話に象徴される一般的なヴァイツゼッカー理解は、ヴァイツゼッカーによる歴史発言の、こうした特殊政治的な次元から目を逸らすものと言えるのではないのでしょうか。

## ② 東京講演に対する西川長夫教授の非難

土井氏の談話に象徴される日本での通俗的理解と異なり、本項と次項で見ると二つの例は、それぞれの学問的な方法と論理による検討に基づき、共にヴァイツゼッカー演説の政治的性格を、日本では例外的に的確に指摘しています。しかしながら同時にこの政治性を目して「欺瞞」と断じることによって、ヴァイツゼッカー演説の政治的意義を捉え損なっている点でも、両者は共通しています。

まず本項では、同じ東京講演に対する西川長夫教授の非難を取り上げてみましょう。西川氏はナシヨナリズムの暴走を生んだ日本やドイツの過去を厳しく批判する歴史学・仏文学者であり、国民国家とそのナシヨナリズムに対する批判的スタンスは乱暴な言い方をすれば先述の土井氏と大きな隔たりがないように思えるものの、その論理ははるかに鋭く、徹底しています。西川氏によれば、ナチズムは国民国家に内在する危険の過激な現われであり、そうであるがゆえに、ナチズムの時代を反省するというのなら、国民国家そのものを批判しぬかねばなりません。西川氏の批判の論理は、その著書の一つの副題に「 $\wedge$ 国民 $\vee$ という怪物」という表現を用いておられることからも分かるように、そもそも国民であろうとすること、国民国家の発展を願うこと自体に誤りと危険が潜んでいる、というものです。この観点から

ヴァイツェッカーの東京講演を見ると、そこには、歴史の真摯な反省があるどころか、様々な言辞を弄して結局はドイツ国民国家を擁護し、ドイツの国益を追求するヴァイツェッカーの底意が透けて見える、ということになります。西川氏は東京講演を次のように辛辣に批判します。<sup>(8)</sup>

戦後五十年のさまざまな議論をとおしてゆきわたり、ほぼ定着したように思われる一つの通念がある。日本と異なり、ドイツでは戦争犯罪が深く反省され、その反省にもとづいて謝罪と戦後処理が徹底して行なわれた、という主張である。そしてその悔い改めたドイツ国民のもっとも良心的な代表が前ドイツ大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカーであるらしい。だが本当だろうか。ドイツ国民は本当に変わったのだろうか。

ヴァイツェッカーの東京講演……のテレビによる再放送を、私は期待をもって聞いた。そして聞いているうちに、しばしば驚き、啞然とし、最後には怒りがこみあげてきた。ヴァイツェッカーの政治家としての資質、あるいは「言葉の政治家」としての才能は認めよう。だがこれは、アメリカン・デモクラシーを讃えるケネディの人道主義的な演説と同様、いささか誇張して言えば、今世紀最大の欺瞞とでもいえるものではないだろうか。……

「戦争での罪や不正を公平に判断するには、歴史の真実に目を閉ざしてはなりません」とヴァイツェッカーは説く。その通りだ。誰も異議はない。だが歴史の真実とは何か。国民を殺人者に仕立て上げたのは何か。それは国民国家という装置であり、教育であり、国家理性を説く指導者たちであり、さらに言うなら、祖国愛ゆえに殺人者の情熱を身につけた国民たち相互の力であつたらう。……

ヴァイツェッカーはあくまで政治の人であつた。ヴァイツェッカーの言葉は政治の言葉だ。ヴァイツェッカーの言葉の背後には、ベルリンの壁どころではない、厚い国家の壁がはりめぐらされている。

このように西川氏は、土井氏と異なり、ヴァイツェッカー演説が本質的に政治的な言説であることを見抜いています。他方でそれを「欺瞞」として非難しています。欺瞞とは、人を欺きだますことを意味します。しかしながらヴァイツェッカーは、前項で見ましたように、自らの立場が政治家のそれであり、自らの発言が政治的言説であることを何ら隠し立てしておらず、それゆえそれを、誤謬と批判するならまだしも、欺瞞と非難することは当たりません。ヴァイツェッカー演説を正當に批判するためには、それが「歴史の真実」を語る言葉でなく、むしろ「政治の言葉」にはかならない、という事実を指摘するだけでなく、政治的次元に即してその当否を判断することが必要です。ヴァイツェッカーの言葉が「政治の言葉」であることそれ自体を欺瞞として話を済ますなら、ヴァイツェッカーの政治的言説と正面から対決することにはならないのでしょうか。<sup>(9)</sup>

### ③ 敗戦後四十周年記念講演に対する西尾幹二教授の非難

最後の例として、敗戦後四十周年記念講演に対する西尾幹二教授の非難を見てみます。西尾氏は、保守派の論客としても知られる独文学者であり、乱暴に言えばその政治的立場は上述の西川氏と対極的であるように思えますが、意外なことに、ヴァイツェッカー演説を「欺瞞」として非難する点では共通しています。西尾氏は「ヴァイツェッカー前ドイツ大統領謝罪演説の欺瞞」と題する文章において、次のように述べています。<sup>(10)</sup>

彼ら〔日本の新聞とそれを支持する知識人——引用者〕は自国の不道徳——と彼らが信じている——を弾劾するに急で、問題を決してリアルに見ない。その結果、彼らの大好きなヴァイツェッカー大統領も政治家であって、宗家ではないという当たり前な事実が見えない。大統領が例の講演のなかで、関係諸国に決して「謝罪」していな

い、したたかな慎重さに、彼らは気がついていない。さらに罪はどこまでも個人的なものであって、民族全体としての「集団の罪」は存在しない、と心憎い用心深さで、ドイツ民族を奈落の淵から守っている、微妙な一行が挿入されていることにも、気づいていない。……

罪はどこまでも個人的だというのは、大統領だけでなく大半のドイツ人の代表意見でもある。つまり罪のあるのは、ナチ党幹部か、直接犯行に関係した実行犯のみであって、自分には関係がない、という主張を言外に秘めているのが、罪は個人的で、集団的ではないという言葉の意味である。その結果、戦後の西ドイツでは、無罪とされ社会に復帰した元ナチス関係者は数百万人に達した。アイヒマンなど目立つ幹部の追跡はイスラエルなど外国人の手で南米にまで及んだが、ナチ追及のメスは行政府や司法府の組織にまでは決して至らなかった。全体主義の犯罪は行政・司法・立法の国家を挙げた犯罪である。本当はそこに手が伸びなければ、「過去の清算」など決して成功しない。ナチ党幹部と下級の実行犯といった特定の個人を処罰する、すなわちと、かげの頭と尻尾を切って、胴体には手を触れずに残したのは、ドイツ民族の必死の生き残り作戦にはかならなかった。「集団の罪」はあり得ないというヴァイツェッカーの一行は、この微妙な民族生き残り戦略の裏の心理を物語っている。……

ヴァイツェッカーの演説には、以上の通り、一見良心的な心情告白と見せかけた、用心深い政治的な論理が張りめぐらされている。日本人の予想するような道徳的感傷だけでものを言っていない。

このように西尾氏も、日本における通俗的理解と異なり、ヴァイツェッカー演説の政治的性格を見抜いています。その上で、それを欺瞞として非難する点でも、上述の西川氏と共通しています。ただし、引用文の前後の文脈を見れば、この非難は、西川氏の場合とちがって、事情の異なる日本の過去が、ヴァイツェッカー演説を機縁として、ドイツの過

去と同罪視されることへの苛立ちに由来しているように思われます。その意味で、この非難は、敢えて言えば、ヴァイツェッカー本人に向けられたものというよりも、彼を持ち上げ、それを通じて日本の過去とそれに向き合う日本国家の姿勢とを酷評するジャーナリズムや論壇に向けられたものであるのかもしれない。ともあれ西尾氏は、ヴァイツェッカーの演説に「道徳的感傷」のみならず「用心深い政治的な論理」が存在することを的確に指摘するものの、その指摘を、「良心的な心情告白」を装って「ドイツ民族の必死の生き残り」を画策する欺瞞的な戦略」という全体的な論調の中に置くことによって、ヴァイツェッカー演説の「政治的な論理」とともに取り組むことをかえって妨げているように思えます。西尾氏の真意がどうあれ、これでは、総じて「政治的な論理」が何か卑しい詭弁のようなものに映じられるために、ヴァイツェッカーの政治的言説が国家理性と呼ぶべき高度の内容を有していることが理解されないままに終わってしまうのではないのでしょうか。

註

- (4) 「ドイツと日本の戦後五〇年 ワイツェッカー前独大統領演説の詳細」(永井清彦翻訳監修)、『中日新聞』一九九五年八月八日付朝刊、六〜七頁。
- (5) 同紙、三頁。土井氏の談話は、新聞紙面に掲載するために記者の手によって要約されたものと思われるから、土井氏の考えをそのまま正確に表現している、と取ることはできないであろう。本稿における引用の趣旨も、土井氏個人の考えを論じることにはなく、むしろ土井氏の談話に象徴されるように思われる一般的なヴァイツェッカー理解を示すことにある。
- (6) 同紙、六頁。
- (7) 西川長夫『国民国家論の射程——あるいは△国民▽という怪物について——』柏書房、一九九八年。
- (8) 西川長夫『国家理性』に関する一考察——ヴァイツェッカー批判——、『江戸の思想』四号、べりかん社、一九九六年七月、九八〜一〇五頁。

(9) 同様に、当然ながら、こう述べたからと言って、それが、「脱<sup>II</sup>国民化」を目指す西川教授の根本思想と正面から対決することになるわけではない。

(10) 西尾幹二「ヴァイツェッカー前ドイツ大統領謝罪演説の欺瞞——ドイツ人の罪の償いは可能か——」、西尾『異なる悲劇——日本とドイツ——』文芸春秋、一九九四年、七六～七九頁。

(11) 西尾氏のこの文章は、全体として、過去とその解釈をめぐる日独の比較を主題としている。

### 三 ヴァイツェッカー演説の諸論点とその論理構成

それでは以下において、ヴァイツェッカー演説の中で本稿の関心から見て特に重要と思われる五つの論点を取り上げ、それらの間の論理的な関連も含め、順次ご説明をしていきます。

#### ① 政策の構成要素としての過去の克服

過去を解釈することは、先に述べましたように、ヴァイツェッカーにとって、道徳的、学問的な営為である前に、まず優れて政治的な営為です。そこにおいて重要なことは、主観的な意味での誠実さや率直さでもなければ学問的な意味における真実性でもなく、むしろ国家的な公式性<sup>(12)</sup>です。つまりしかるべきときに、しかるべき場において、しかるべき人物によって、しかるべき仕方<sup>(13)</sup>で国家の歴史認識が厳然と表明されることが重要です。そうすることによって初めて、過去の克服はドイツ国家に対する隣国の不信の解消に寄与する政策となることができましょう。逆に、国家の歴史認識が、ときとところと人と形を得ず、沈黙や場当たりの積明によって不透明なものとなったり、あるいは国内的な論争を通じて動揺することでその公式性が疑わしいものとなったりすれば、隣国の不信をかえって増大させてしまうでしょう。

う。過去の克服が政策の重要な構成要素であるというのは、このようにそれが自国に対する隣国の評価を大きく左右するからです。

ところで政策とは国益を実現するための方策にほかなりませんが、ヴァイツェッカーにとって過去の克服は、いかなる国益に仕える政策であったのか、言い換えれば、過去の克服の政策目標とは何であったのか。この点について、ヴァイツェッカーは、すでに敗戦後四十周年記念講演の中で、次のように明確に述べています。<sup>(13)</sup>

大戦終結後四〇年間、ドイツ民族は依然として分断されたままであります。……

私たちドイツ人は一つの民族であり一つの国民であります。私たちは、自分たちが一つを成して帰属しているものと感じておりますが、それは、私たちが同一の歴史を生き抜いてきたからであります。一九四五年五月八日も、私たちは、私たちを一つにする、私たち民族の共通の運命として身を以って体験しました。……

五月八日が、……私たちの歴史の最後の日付ではないという確信を、私たちは抱いております。

この講演が行なわれた一九八五年の時点で、近い将来における再統一の可能性を確信していた西独人は、実際には、恐らくそう多くいなかったことでしょう。ましてや生まれて此の方西側世界に属する西独しか知らず、その戦後の現実に慣れ親しんだ若い世代の間では、再統一の可能性どころか、ナチス・ドイツの犯罪を想起するならば、その望ましささえ、疑問視されていたかもしれません。それだけに、当時ヴァイツェッカーが再統一への期待と確信をこのように明確に述べていたことは、驚くべきことです。<sup>(14)</sup> 問題を孕んだドイツの過去をどのように反省するかという同講演の主題と、国民国家の再統一という愛国主義的な論点とは、当時の脱国民国家的な時流の中では、明らかに不調和に映じま

す。そうであるがゆえになおさら、ヴァイツェッカーのこのような断言は、彼が過去の克服と再統一との密接な政策論的関連性を当初から強く意識していたことを示唆するものです。つまりヴァイツェッカーは、再統一を果たすためにドイツに対する隣国の不信を解消することが不可欠の条件であり、その前提として隣国が受け入れうるような仕方でもチス・ドイツの過去について国家による明確な解釈を示すことが必要となる、と判断していたのではないのでしょうか。こう考えると、ヴァイツェッカーにとって過去の克服は、当初から——このような判断の下に、再統一を至上命題とする西独外交政策の中にその一環として組み入れられた——「歴史政策」とも呼ぶべき性格を帯びていたことが分かります。<sup>(15)</sup>

ヴァイツェッカーの歴史演説をこのように再統一のための歴史政策という視点から見返してみると、次の四つが重要な論点として浮かんできます。すなわち第一に敗戦観、第二にナチズム観、第三に罪責論、第四に国民観がそれぞれです。以下において、これらの点に関するヴァイツェッカーの論理が、いかに再統一の実現という目的意識の下に巧みに組み立てられているかを、順次見ていきましょう。

## ② 解放としての敗戦

敗戦の歴史的意義をどう解釈するか。敗戦国にとって、この問題は決して単純ではありません。日本ではこれを「終戦」と呼び慣らわしていますが、主語を曖昧にされたこの呼称は、自国の過去に向き合う際の日本国民の戸惑いとその歴史解釈の曖昧さを象徴しているかのようです。他方、ヴァイツェッカーはこれについて、様々な留保を示し修辭上の工夫を凝らしつつも、次のように明確に「解放」と断じました。<sup>(16)</sup>

大方のドイツ人は、自国のためを思えばこそ戦闘に参加し、艱難辛苦に耐えているのだと信じ込んでいたのだ。しかし、これらすべてが徒労に終わり、無意味であったというばかりでなく、犯罪的指導者層の非人間的な諸目標に仕えていたのだということが、今や明らかになったのです。困憊、寄る辺の無き、そして新たな懸念が、大方のドイツ人の感情をよく表しておりました。自分の近親者はまだ見つかるのであろうか？ この廢墟の中で新しく出直すことに、いったい意味があるのだろうか？

振り返った眼差しは、過去の暗い深淵に吸い込まれてゆきました。我に返って前途を振り仰ぐと、不確かで暗い未来が見えて来るのでした。それにもかかわらず、五月八日は解放の日であったということが、日一日と次第に明らかになってきました。このことを言明することは、今日私たちがすべての者にとって肝要なことであります。たしかに、一九四五年五月八日とは、解放の日に他なりませんでした。この日は、私たちすべての者を、人間蔑視の体制である国家社会主義（ナチズム）という名の暴力支配から解放したのであります。

ところで当時の状況に即して考えるなら、敗戦を解放と断定できるドイツ人は、強制収容所に囚われ、あるいは国外に逃れたユダヤ人や抵抗運動家などを除けば、実際にはごく少数であったと思われまふ。むしろ国民の多くにとって敗戦は、敗北の屈辱と国家の崩壊の経験であり、敵国の支配に対する不安の始まりにほかならなかつたでしょう。とりわけ戦争末期から始まったヨーロッパ東部からのドイツ系住民の追放は、千三百万人を越える難民と二百万人に上る死者を出す、まことに悲惨な出来事でした。この人々にとって、敗戦は解放どころか、恐怖と苦悩以外の何ものでもなかつたでしょう。<sup>(17)</sup> それゆえ、歴史的事実の学問的な究明の視点から見ると、ヴァイツェッカーが唱えるような解放史観は適切であるとは言えません。

しかしながら、先に引用した発言に見られる——「それにもかかわらず」、「日一日と次第に明らかになって」、「今日私たちがすべての者にとって肝要なこと」などという——含蓄のある表現に注目するならば、敗戦を解放と断ずるヴァイツェッカーの言明は、歴史的な事実認識を示すことを目的とするものではなく、むしろ、ドイツの新しい進路のために敗戦と解放の両義性に終止符を打つことが賢明であるという、戦後の経過とともに生じた政治的洞察とそれに基づく政治的決断との表現にはかならない、ということが判明いたします。換言すれば、ドイツの分割は敗戦の結果にはかならないものの、この歴史的経緯に忠実な敗戦史観に固執する限り、かえって再統一は遠のいてしまいます。ヴァイツェッカーの解放史観は、再統一という今日的な課題を優先する立場から、この二律背反に決着をつけようとするものです。この論点は、次のナチズム観の問題に繋がります。

### ③ ドイツ史における「異常で非連続的な一章」としてのナチズム観

戦争の目標が敗北ではなく勝利にある以上、歴史の連続性の視点から考えるとすれば、敗戦は敗戦以外の何ものでもありません。敗戦を解放と見なすことは、この連続性を断ち切ることを意味します。このことは、戦争を始めたナチズムをドイツ史の中でどう位置づけるのか、という一層大きな問題と連動します。ヴァイツェッカーは、これに関して次のように述べています。<sup>(19)</sup>

ドイツにおけるナチズムの支配は、その成立にあたって部分的にはヨーロッパのナショナリズム、第一次大戦、そしてベルサイユ条約によって助長されたのですが、それはわれわれの歴史のなかでの、異常で非連続的な一章でした。それは独裁であり、盲目的な反ユダヤ主義であって、揚げ句の果てがアウシュビッツの名に象徴されるホロ

コーストでした。……

ドイツの歴史におけるこの例外的な局面は一九四五年に終わりました。ドイツにおいてナチズムの支配していた歴史の一章に同調したり、擁護する者で真剣に相手にする必要がある人間は、その後今日までまったくおりません。

詳論は避けませんが、<sup>(20)</sup>この発言も、歴史的事実の学問的認識として見れば、正しいとは言えません。そもそも歴史の解法として、「異常」や「非連続」や「例外」を言い立てることは、いかにも安易に過ぎましょう。先に言及した西川長夫教授によるヴァイツゼッカー批判は、特にこの点を捕らえたものです。しかしながらこれも、政治的な視点からなされた発言として見るならば、その意義を理解することが可能となります。ナチズムをドイツ史における「異常で非連続的な一章」として位置づけることは、詰まるところ、ドイツ史の悪しき連続性を政治的に断ち切ることで、将来にわたるナチズムとの絶縁を国内外に公言することを意味します。とはいえ歴史の連続性を断つことは、実際には革命によってさえ不可能です。人間がいかに抗おうとも、歴史は連続します。歴史学は、表層の変化を超えて歴史を貫く、この深く長い流れを見通そうとする学問的な営みです。しかしながら、政治家の課題はそれと異なります。ナチス・ドイツと戦後ドイツとの連続性論議によって西独に対する隣国の不信が増すのを防ぐこと、そして再統一はナチス・ドイツの延長上にありえないがゆえに、ドイツ国家の将来像を自由民主主義体制の基礎の上にかなる紛れもないよう明確に描き出すこと、これこそ、ヴァイツゼッカーが自らの課題としたことではないでしょうか。この意味で、ヴァイツゼッカーが示したナチズム観は、ナチズムにおいて行き詰ってしまったドイツ史を言わばリセットし、それを全く新たな出発点に着けようとする、政治的行為である、と言えます。

しかしながら他方でこのような歴史解釈法は、政治的目的のために歴史を意のままに書きかえる、傲慢な政治主義に墮する危険を孕んでもいます。それがナチス・ドイツの罪責の問題と関わる時、その危険は一層大きなものとなります。この点に留意しつつ、次にヴァイツェッカーの罪責論を見ることにしましょう。

#### ④ 個人主義的罪責論——個人の罪と国民の責任の区別——

もしこのようなナチズム観がドイツ国民の免責要求と結びつくならば、それは隣国にとって到底受け入れることができないものとなりましょう。したがって、このナチズム観と論理的な整合性を保つと同時に、隣国からもドイツ国民からも受け入れられるような罪責論を示すこと、これが次の重要な課題となります。個人の罪と国民の責任とを区別するヴァイツェッカーの個人主義的罪責論は、このような課題に応えようとしたものです。ヴァイツェッカーはそれについて次のように述べています。<sup>(2)</sup>

一 民族全体の罪、あるいは無罪などということは存在しません。罪は、無罪と同様に、集団に関わることでなく、人間ひとりびとりに関わることであります。……

今日の私たちの人口の大半は、あの当時には子供であったか、まだ生まれてもおりませんでした。彼らは自分が犯したわけでは決してない犯罪に対して、自分の罪責を告白することはできません。……しかし父祖たちは、彼らに深刻な遺産を残していったのであります。

私たちすべての者は、罪責のあるなしにかかわらず、老幼を問わず、あの過去を我と我が身に引き受けなければなりません。私たちすべての者は、あの過去のもたらす諸々の結果に関わっておりますし、政治的責任を負うてい

るのであります。

前項で見たナチズム観は、やや誇張して言えば、ナチズムの「暴力支配」を、ドイツ史の正統な流れに属するものでなく、言わば突然外から現れ、力づくでドイツを征服した犯罪組織による一時的な支配と見なすものです。だからこそその時代は、「われわれの歴史のなかでの、異常で非連続的な一章」とされるわけです。ヴァイツェッカーの罪責論は、このナチズム観と正確に対応しています。上に引いたヴァイツェッカーの罪責論をこのナチズム観と対応させつつ言い換えるならば、ナチス・ドイツの犯罪は、ナチズムという特殊な犯罪組織によって実行されたものであるから、その罪は、ドイツ民族ないしドイツ国民という集団全体に帰せられるべきでなく、実際にこの犯罪組織に属した個々人に即して裁かれるべきである、ということになります。この主張には、罪に関して言えば、たしかに、前章で見た西尾幹二教授の論文が指摘するように、ドイツ国民の免罪要求が含まれています。しかしながらここで見落としてならないことは、それがドイツ国民の「政治的責任」<sup>(22)</sup>の主張と結び付けられている点です。ドイツ国民には、罪はないけれども責任がある。このように、罪と責任をたて分けた上で、ナチス・ドイツの犯罪に——犠牲者とその遺族への補償を始めとして——適切に対処すべきドイツ国民の責任を認めるところに、ヴァイツェッカーの罪責論の特徴があります。

この複雑な論理が目指すところは何か、を推理してみましよう。「ドイツ国民に罪がある」と言われれば、恐らく戦後生まれの若い世代からは、自分たちが生まれる前に生じた出来事の罪を問われることに対して強い反発が生じるでしょう。しかし他方で、「罪がなければ責任もない」と主張するならば、ドイツ国民の中で罪を追及されうる高齢の世代と罪も責任も問われない若い世代との間に鋭い亀裂が走るばかりでなく、ドイツ国民の免罪要求であるとして必ずや隣国から強い批判がもたらされることでしょう。ヴァイツェッカーの罪責論は、罪責論が及ぼす政治的効果について

の、このような考慮に基づいて、集団の罪を否定することによって国民の道徳的負担を軽減し、国民がナチス・ドイツの犯罪に関する——隣国の目から見れば是非とも認められなければならない——責任を引き受けるための心理学的前提を作り出すことを狙ったもののように思われます。

翻つて、歴史的な視点からこの罪責論を眺めてみますと、解放史観やナチズム観の場合と同様、そこに大きな無理が存在することが一目瞭然です。といいますが、ホロコーストに象徴されるいわゆるナチス・ドイツの犯罪が実際には正当な手続きに則って長期かつ広範囲にわたる国策として遂行されたものである以上、一般の刑法犯のように犯人を特定し、その者の犯行として断罪するような仕方では、それに対処することが困難であるからです。国策を立案し命令した指導者、命令に従ってそれを実行した各種の国家机关、国策を支持した国民やジャーナリズム、国策に便乗して暴利を追求した企業家、非道な国策に反対の声を上げなかつた学者や教会人——これら多種多様な人々による国策への濃淡様々な関与を、はたして“個人の罪”という観点から有罪と無罪とに截然と区別することができるのでしょうか。<sup>(23)</sup>

さらにまた、神学的、道徳的な視点からも、このような罪責論に存する限界を指摘することは可能でしょう。といいますのも、これらの視点から見ると、人間の罪は刑法上の罪と「政治的責任」とに区別するものではないからです。かつてヤスパースは、大勢の人々が不法に殺されたあの時代を経てなお、「われわれが今生きているということが、われわれの罪なのである。神の裁きの前に、何ゆえに深い屈辱を覚えるかを、われわれは知っている」と述べ、刑法上の罪や政治上の罪以外に、「形而上的な罪」や「道徳上の罪」が存在することを指摘しました。<sup>(24)</sup> 政治的考慮に基づいてナチズムという犯罪組織に属する個人と無垢のドイツ国民とを区別した上で、前者の罪だけを狭義の罪と見るヴァイツェッカーの罪責論は、いかに国民の「政治的責任」を強調するとしても、ナチス・ドイツの時代を生きたドイツ人が同じ国民として心の奥深くで当然覚えるであろう「罪の連帯意識」という道徳感情には充分応えられないように思われ

ます。<sup>(25)</sup>

実はヴァイツェッカーも、自らの罪責論に存するこれらの無理と限界を自覚しているように思えます。次のような言葉はその表れの一つではないでしょうか。「人間の罪には、露見した罪もあれば、隠蔽されたままの罪も存在します。人間が告白した罪もあれば、あるいは否認した罪も存在します。あの時代を十分自覚して身を以て体験した人びとは、それぞれに今日、自分があの犯罪行為に巻き込まれたことを、心ひそかに自ら問い糺していただきたいのです。」<sup>(26)</sup> 中にはそれだけの準備も力量もありませんので、ここで罪責論の歴史的、神学的、道徳的次元にこれ以上言及することは差し控えますが、ヴァイツェッカーが、人間の罪と罰や国民間の赦しと和解などという重大かつ複雑なテーマの隅々まで目配りする視野の広さと、自らの政治的な言説の無理と限界を承認する率直さとを有していることは、間違いないように思われます。<sup>(27)</sup> そしてその上で、たとえどのような無理と限界があるにせよ、指導的政治家がドイツの過去に関する公式の解釈を表明することが是非とも必要なこともまた自明であり、国家のこの死活の必要に応えようとしたのがヴァイツェッカー演説であったように思われます。この点に留意するならば、ヴァイツェッカーの歴史演説を、政治と無縁のもっぱら道徳的な言説として仰ぎ見ることも、あるいは逆に欺瞞に満ちた政治的打算の産物として見下すことも、ともに妥当な理解とは言えません。むしろそれは、取り組むべき事柄の重大さと複雑さに苦慮しつつも、あくまで自らの役割を「国家の必要に應えること」に見定める、高度の政治的言説である、と言うべきではないでしょうか。

##### ⑤ 歴史の共有による国民の形成

最後の論点は、歴史と国民の関係に関わります。

直前の問題ある国民的過去を振り返ることと自らが国民であることをどう関係づけるかという点につき、大雑把な

言い方をすれば、戦後、大方のドイツ人も大方の日本人も、近代国家の国民であろうと過剰に努力したことがあの過去をもたらしただと考へ、それゆえに、国民であることを回避しないは放棄しようとしてきたのではないでしょうか。<sup>(28)</sup>  
この一般的な傾向と対比するとき、ヴァイツェッカー演説の特徴が際立ったものとなります。彼は次のように述べています。<sup>(29)</sup>

われわれは自らの経験から、過去と向かい合うことがどんなに困難か、だがぜひとも必要であり、結局は未来のために役立つことも承知いたしています。歴史はわれわれの記憶に重くのしかかるものであってはならず、われわれの精神を啓発できるものなのです。心に刻んで記憶することができるといふのは、困難なことだけでなく、偉大な力でもあります。明暗双方をもつ過去の全遺産を受け入れ、ともに責任をもってこれを担うことこそ、一つの国民を（真の）国民にするのです。

多くのドイツ人や日本人が、戦後、過去を忌避する気持ちから国民国家の一員であることを心理的に避け、努めて個人や人間や——バイエルン人や関西人というような——地方人たろうとしたことは対照的に、上に引用したヴァイツェッカーの言葉は、彼が歴史の反省に際してその目標を明確に愛国主義的に設定してきたことを示すものです。ドイツ再統一は国民の愛国心なくして実現できるものではありません。翻って国民的な過去を我が身に引き受けるためにも、人は愛国心を必要とします。ヴァイツェッカー演説は、再統一を実現すべく、戦後脱国民化したドイツ人の政治意識を愛国主義的方向に向け直そうとするものでした。とはいへ、この愛国主義は決して偏狭なものではなく、次に見るように、再統一ドイツを内政的、外交的にいかに正しく導くかということについての、大局的で賢明な判断に裏打ちされた

ものでした。

註

- (12) 国家の歴史認識のあるべき公式性について、カール・ハインツ・ボーラーが興味深い指摘を行なっている。Vgl. K. H. Bohrer, "Schuldkultur oder Schamkultur. Und der Verlust an historischen Gedächtnis", *Neue Zürcher Zeitung*, 12./13. 12. 1998, S. 67.
- (13) ヴァイツゼッカー『過去の克服・二つの戦後』三九〜四〇頁。
- (14) 第二次大戦後、ドイツ分割が隣国にとっくいゆるドイツ問題の解決法の意義を持ったこと、当のドイツ国民の大方によってもそう受けとめられていたことを想起するならば、ヴァイツゼッカーのこの明言はまことに驚くべきものである。ちなみにヴァイツゼッカーは、再統一後に行なわれたあるインタビューにおいて、ドイツの統一が、ヴェイリー・ブランド元首相にとつてと同様、彼自身にとつても、かつては「かなわぬ夢」のようなものであったのではないかという、懐疑的で聞きようによつてはいささか挑発的とも取りうる問いかけに対して、次のように穏やかな口調ながら毅然と反論している。「私は思想と行動の政治的重点をいつもドイツ政策と東方政策に置いてまいりました。」ヴァイツゼッカー(永井清彦訳)『歴史の終わるか幕あけか——ドイツ大統領大いに語る』岩波書店、一九九三年、九頁。
- (15) ヴァイツゼッカーの歴史演説が有する「歴史政策」としての特徴を論じたものとして、次の論文を参照されたい。佐々木央「ドイツ統一と『歴史政策』——リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーの演説を再考する——」、二〇〇〇年(京都産業大学大学院法学研究科に提出された修士論文)。
- (16) ヴァイツゼッカー『過去の克服・二つの戦後』、二二頁。
- (17) ヴァイツゼッカーも、この追放の問題について講演の中で言及している。しかし同時にまた彼は、次のように追放の原因をナチズムの暴力支配に見るといふ政治的判断を示すことで、解放史観との調和を図っている。「こうして解放されたからといって、どれだけ深刻な苦悩が、多くの人々にとつて五月八日とともに漸く始まったのか、そしてその後も引き続き生じたのか、忘れる者は誰ひとりとしていないことでありましょう。しかし私たちは、それらの逃避行、追放、不自由の原因を戦争の終結に見ることは許されません。その原因は、むしろ、戦争の勃発に、否、戦争をもたらしした暴力支配の始まりにこそ存しているのです。私たちは、一九四五年五月八日を、一九三三年一月三〇日(ヒトラー、権力掌握の歴史的一日)から切り

離してはなりません。」同頁。

- (18) R・ツィーテルマンらのいわゆる八九年世代のナシヨナリストたちは、敗戦五〇周年を記念して、五月八日が敗戦と解放の両義性を帯びた逆説的な日付であるという認識を、次のようにあらためて表明した。「五月八日は、メディアと政治家によって一面的に『解放』として特徴づけられている。その際、この日がナチズムの恐怖支配の終焉を意味したばかりでなく、追放の恐怖と東における新たな抑圧の開始であり、我が国の分割の開始でもあったことが忘れ去られようとしている。この真実を拒み、抑圧し、相対化する歴史像は、自覚ある国民の自己理解のための基礎とはなりえない。」Initiative 8. Mai, 8. Mai 1945, *Gegen das Vergessen*, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 05.05. 1995, S. 3. この意見は、国民的な自己主張の欲求の表明としては理解できるものの、もし再統一前に表明されていたなら、彼らの意に反して、再統一を妨げる効果しか生まなかったであろう。

- (19) 「ドイツと日本の戦後五〇年 ワイツゼッカー前独大統領演説の詳細報」、六頁。

- (20) 詳しくは、次の拙著を参照されたい。川合全弘『再統一ドイツのナシヨナリズム——西側結合と過去の克服をめぐる』『ミネルヴァ書房、二〇〇三年、一〇四〜一〇五頁。

- (21) ヴァイツゼッカー『過去の克服・二つの戦後』、二六〜二七頁。

- (22) 訳者の山本務氏は、文意を汲んで原語の“*Haltung*”をこのように訳している。

- (23) ちなみに、かつてA・モラーはこのような視点からナチズム期と東独期の行為に関して包括的な大赦立法を導入する必要を主張した。例えば東独シュタージの過去について、モラーは次のように述べている。「寛大かつ包括的に実施される大赦だけが、統一されたドイツの中で東独が化膿する病巣と化することを防ぎうる。シュタージの過去に対してこのような終止符を打たなければ、近い将来ウルブルヒトとホーネッカーが、そしてスターリンまでもが、報復のチャンスを見出すことになる。大赦をめぐる議論は、しばしば大赦の目標についての無知によって混乱させられている。大赦は、『許し』や、まして『潔白証明』とは何ら関わりを持たない。むしろ大赦とは、ある特定の歴史的状況においては正義を打ち立てることができず、それゆえ既存の不正に新たな不正を上塗りするだけの無力な試みを断念する方がまだしも賢明である、という告白にほかならない。大赦は、明確な一線を画すことによってかかる悪循環に終止符を打ち、新たな出発を可能とすることを目指すものなのである。」Armin Mohler, *Der Nasering. Die Vergangenheitsbewältigung vor und nach dem Fall der Mauer*, Langen Müller, 1991,

S. 324f. モーラーの主張は、それ自体としては理に叶っており、かつ東独の犯罪という国内問題に対しては有効であるように思われるものの、ナチス・ドイツの犯罪に関しては隣国の納得を得ることができるとは到底思われない。したがってそれは、再統一の条件整備のためには、モーラーの意に反して阻害的に機能せざるをえなかった。

(24) カール・ヤスバース（橋本文夫訳）『戦争の罪を問う』平凡社、一九九八年、一一二頁。ヴァイツェッカーの罪責論は、ドイツの罪を四つの種類（刑事犯罪、政治上の罪、道徳上の罪、形而上的な罪）に分類するヤスバースのこの罪責論を踏まえ、最後の二つの罪にも留意しつつ、最初の二つの罪を整理しなおしたものであるように思われる。ヤスバースとヴァイツェッカーの罪責論の關係に言及した、次の論考も参照されたい。山本務『罪責問題と『過去の克服』』、ヴァイツェッカー『過去の克服・二つの戦後』、二二二―二三六頁所収。

(25) この『罪の連帯意識』の問題に固執するのが、作家のマルティン・ヴァルザーである。前掲拙著の第四章『歴史』喪失の苦痛——マルティン・ヴァルザー——を参照されたい。

(26) ヴァイツェッカー『過去の克服・二つの戦後』、二七頁。

(27) 例えば、ヴァイツェッカー自身は、本稿の主題に掲げた「過去の克服」という表現を実は用いていない。この表現が含まれ持つ、ある種の傲慢さを否定したいがためであろう。彼はこう述べている。「過去を克服することが問題なのではありません。克服するなど決してできるわけではありません。過去はもちろん、後になって変更したり、起こらなかったとすることはできません。克服するのはいいです。」、同頁。いわゆる過去の克服が決して政治家の仕事に尽きない、複雑かつ重大な難事であることを弁え、——自説の絶対視を防ぐべく——それについて表現上の配慮を払うことが、ヴァイツェッカー演説の高い格調と説得力の一因であるように思われる。

(28) 敗戦が国民国家の挫折を意味するとすれば、ともに手酷い敗北を被ったドイツ人と日本人が国民的な過去を誇りとともに回顧することができず、むしろそれを忌避するあまり、そもそも国民たること自体からも心理的に遠ざかるうとする傾向を示すことは、自然な成り行きであるのかもしれない。ちなみにカール・ハインツ・ポラー（高木葉子訳）『大都會のない国——戦後ドイツの観相学的パノラマ——』法政大学出版局、二〇〇四年を参照されたい。他方、註（7）で挙げた西川長夫教授の著作は、戦後に日本人の多くが漠然と抱いた脱国民的志向を、自覚的方法的に遂行する試みの成果の一つであろう。ヴァイツェッカーの歴史演説は、戦後ドイツにおけるこのような脱国民化の時流に抗し、ドイツ国民意識の再建を目指す点において、明確に愛国主

義的な性格を帯びるものであった。

(29) 「ドイツと日本の戦後五〇年 ワイツゼッカー前独大統領演説の詳細」、七頁。

#### 四 西独の国家理性の完成者としてのヴァイツゼッカー

これまで見てきましたように、ヴァイツゼッカーの歴史演説は、再統一と国民統合とを目標とする点において明確に愛国主義的な色調を帯びるとともに、これらの目標を実現するための対外的、国内的な条件をいかにして整えるかについで政治的な考慮に立脚する点で、「歴史政策」とも呼ぶべき性格を有しています。しかし見落としてならないことは、この愛国主義的な歴史政策論が、全体主義を拒絶し自由民主主義を選択する体制論と、西側世界への再統一ドイツの統合を目指す外交論という、二つの大きな政治的判断に結び付けられていることです。

まず体制論について見てみましょう。ヴァイツゼッカーにとって再統一が、分割以前のナチス・ドイツへの復帰を意味せず、むしろ将来にわたるナチズムとの断固たる絶縁表明を伴うものであったことは、すでに見ました。同様に再統一はヴァイツゼッカーにとって、東独共産主義という、もう一つの全体主義体制の拒絶を意味するものでなければなりません。彼は、ドイツ統一を記念して国会で行なった演説の中で、次のように述べています<sup>(31)</sup>。

ドイツ統一は、ドイツ連邦共和国の単なる拡大とは別物であります。全ドイツが史上初めて、西側民主主義諸国の圏内に持続的な地歩を見出す日がやってきたのであります。……

退場したあの体制〔東独共産主義を指す——引用者〕……の意図するところは、国家と社会における絶対的な諸

規則を通じて人びとの思想と目標を規定する、否それどころか、社会主義的な新たな画一的人間を養成するという  
ことでありました。意図通りにうまくいっておれば、こういった人間は、実際今度は、その組織体制とともに退場  
せざるをえなかったことでしょう。しかし、共産主義は、この試みの空しさゆえに挫折したのです。成果を取めた  
のは、体制の思い上がりに抗する人間の精神的自由、すなわち、集団に抗する人間ひとりびとりであります。

次に外交論について見てみましょう。ヴァイツェッカーは、再統一を——西側からの、とりわけアメリカの後見から  
の——国民国家ドイツの自立の好機と捉えるナシヨナリスト的な論調<sup>(31)</sup>に対立して、アーデナウアー以来いわば西独の国  
是とされてきた「西側結合」を継承し、再統一ドイツを全面的に西側に統合する方針を、次のように表明しています。<sup>(32)</sup>

国民国家は終焉したわけではありません。しかし、未来が国民国家だけによって統御できると考えている者は、  
過去の時代に生きている者であります。……

西側に全面的に統合され、全ヨーロッパに与する——これが統一ドイツの課題であります。後年、全ヨーロッパ  
の統合に到る決定的な一章は、ドイツ分断の克服とともにその緒に就いたと言われるとき、私たちは、この課題を  
正当に評価することになりましょう。

このように、ヴァイツェッカーの歴史演説は、単に愛国主義的な歴史政策論であるばかりではありません。むしろ、  
再統一を正しく実現すべく、体制論と外交論とに関わる——アーデナウアー以来西独で継承されてきた——大局的で賢  
明な決断によってその歴史認識を政治的に方向づけている点に、ヴァイツェッカー演説の大きな特長が見出せます。そ

してこの特長ゆえに、それは、隣国からもドイツ国民からも受け入れられるものとなりえたように思われます。この意味で、ヴァイツェッカーこそがその歴史演説を通じて西独の国家理性を完成した、と言いうるのではないのでしょうか。

註

- (30) 「一九九〇年一〇月三日——ドイツ統一の日——」、ヴァイツェッカー『過去の克服・二つの戦後』、一二二頁、一三二頁。
- (31) これについては、次の拙論を参照されたい。「八九年世代による西側結合の批判」、前掲拙著の第一章、二七〜五二頁。
- (32) 「一九九〇年一〇月三日——ドイツ統一の日——」、ヴァイツェッカー『過去の克服・二つの戦後』、一三七頁、一四〇頁。